様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　２０２５年１月６日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃたすきほーるでぃんぐす  一般事業主の氏名又は名称 株式会社タスキホールディングス  （ふりがな）かしわむら　ゆう  （法人の場合）代表者の氏名 柏村　雄  住所　〒１０７－００６１  東京都港区北青山二丁目７番９号  法人番号　８０１０４０１１８１５７９  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 会社概要　ミッション 2. 会社概要　ご挨拶 3. ２０２４年９月期 第３四半期決算説明資料 | | 公表日 | 1. ２０２４年４月１日 2. ２０２４年４月１日 3. ２０２４年８月２日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社ホームページ（TOP>COMPANY>ミッション/ご挨拶）にて公表。   1. <https://tasuki-holdings.co.jp/company/mission/> 2. <https://tasuki-holdings.co.jp/company/message/>   弊社ホームページ（TOP>IR>IR NEWS>2024.8.2 2024年9月期 第3四半期 決算説明資料 P3）にて公表。   1. <https://ssl4.eir-parts.net/doc/166A/tdnet/2482611/00.pdf> | | 記載内容抜粋 | 【MISSION 果たすべき使命】  人を起点に。空間をデジタルに。未来を変える仕組みをつくる。  これまでの「当たり前」を変えることで、より良い方向へ未来を変えていくことができる。  その想いのもと、「株式会社タスキ」と「株式会社新日本建物」は経営統合を行い、共同持ち株会社である「株式会社タスキホールディングス」を設立いたしました。  不動産業界を変え、社会を変え、未来を変える。  私たちが挑むのは、変化に必要な仕組みをつくること。  常識にとらわれることなく、前例のない世界へと踏み出します。  開発・媒介・建築・金融など、不動産に関わる業務のすべてをデジタルでつなぎ、取引をシームレスなものへと進化させていきます。人財が持つ豊富な知見と先端テクノロジーの掛け算によって、新しい当たり前を生み出し、不動産業界、ひいては暮らしや社会の変革に貢献していきます。  【事業概要（ビジネスモデル）】  事業セグメントを不動産領域（Life Platform事業、Finance Consulting事業）と不動産テック・DX領域（SaaS事業）に分けて、テクノロジー×リアルの融合によって生産性向上を追求できるビジネスモデルを公表。  不動産領域LifePlatform事業の実地経験に裏付けされた、不動産デベロップ業務の効率化・コスト削減・事業推進に寄与する実用性の高いSaaSプロダクトを自社開発し、自社業務を効率化するとともに、不動産業者に提供することで不動産業界のDX化を推し進めている。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 1. ホームページの公開にあたり、2024年3月13日付取締役会にて承認された内容です。 2. ホームページの公開にあたり、2024年3月13日付取締役会にて承認された内容です。 3. 2024年8月2日付取締役会にて承認された内容です。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. タスキDX構想 2. 長期ビジョン・中期経営計画 3. 決算説明資料 4. サステナビリティ 5. 「新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ」 | | 公表日 | 1. ２０２１年８月１８日 2. ２０２４年１１月１２日 3. ２０２４年５月８日 4. ２０２４年９月２６日 5. ２０２３年２月２４日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 株式会社タスキ ホームページ（TOP>TASUKI VISION）にて公表。   <https://tasukicorp.co.jp/tasukivision/>   1. 弊社ホームページ（TOP>IR>IR NEWS>2024.11.12 長期ビジョン・中期経営計画 P15）にて公表。   <https://ssl4.eir-parts.net/doc/166A/tdnet/2525959/00.pdf>   1. 弊社ホームページ（TOP>IR>IR NEWS>2024.5.8 株式会社タスキホールディングス 決算説明資料 P30）にて公表。   <https://ssl4.eir-parts.net/doc/166A/ir_material_for_fiscal_ym/154814/00.pdf>   1. 弊社ホームページ（TOP>SUSTAINABILTY）にて公表。   <https://tasuki-holdings.co.jp/sustainability/>   1. 弊社ホームページ 旧ライブラリ（TOP>IR>ライブラリ 適時開示>旧ライブラリ>2023.02.24「新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ」）にて公表。   https://tasuki-holdings.co.jp/wpapp/wp-content/uploads/2024/03/2023.02.24-新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ.pdf | | 記載内容抜粋 | 【タスキDX構想】  当社では、DXの定義を以下のように定めています。  「データ／デジタル技術を活用し、顧客や社会の潜在的なニーズを捉え直すことによって、自社のビジネスモデルを変革するとともに、組織及び企業文化を再構築し、競争優位性を確立すること」この定義を踏まえた上で、当社では、以下の3つのポイントを重視しています。   1. テクノロジーが十分に入り込んでおらず、個人の直感や経験が重視されている領域に着目する   2. 既存の枠組みや慣習の中で不可侵な「聖域」と考えられているが、変革が必要不可欠な領域に踏み込む  3. 時間的／地理的制約が存在する領域に焦点を当て、データ／デジタル技術を活用することによって、生産性の向上を図る  上記のポイントを意識しながら、データ／デジタル技術の活用可能性を検討した結果、当社では、不動産業界全体しいては親和性の高い建設、金融、保険等と産業全体のDXを推進することを目的として、不動産価値流通プラットフォーム「TASUKI TECH」を展開しています。  【長期ビジョン・中期経営計画P15「既存ビジネスの拡大－DX強化」】  上記「TASUKI TECH」を、SaaS事業として外販するだけでなく、グループ全体での活用を促進することにより、社内DX化を強化し生産性を高めることを公表。  具体的には、物件仕入管理サービス「TASUKI TECH LAND」の活用により、モバイルアクセスによる移動コストの削減や社内説明資料の帳票作成自動化等による効率化を行い、生産性向上を促進している。  また、グループ各社の不動産売買事例をデータとして蓄積しており、マーケットデータとして活用している。  【決算説明資料P30「SaaS事業 めざす姿」】  「TASUKI TECH」を社内で運用し自社のDXを進めるとともに、不動産業者へ提供することで、不動産デベロッパーへの売上拡大支援にとどまらず、不動産価値流通マーケットの活性化に貢献していくことを公表している。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 1. ホームページでの公開にあたり、2021年8月18日付取締役会にて承認された内容です。 2. 2024年10月24日付取締役会にて承認された中期経営計画に基づきます。 3. 2024年5月8日付取締役会にて承認された内容です。 4. ホームページでの公開にあたり、2024年9月26日付取締役会にて承認された内容です。 5. 2023年2月24日付取締役会にて承認された内容に基づき開示ししております。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 長期ビジョン・中期経営計画 P15「既存ビジネスの拡大－DX強化」  弊社ホームページ SUSTAINABILTY | | 記載内容抜粋 | 【組織づくり】  タスキホールディングスにグループDX戦略研究部を設置し、グループ全体でのDX化・生産性向上を促進することを公表。  グループDX戦略研究部からは、株式会社ZISEDAI（SaaSサービスを開発・運営するグループ会社）へ不動産業界知見を提供し、プロダクトにさらに磨きをかけていくことを公表。  【人材の育成・確保】  当社グループを構成するのは、設計、建築、不動産、不動産金融及びＩＴ等の専門人財です。一人ひとりのプロフェッショナル人財への成長を支えながら、グループや部署間の交流を促進。相互に専門性やノウハウ・ナレッジを共有し、新たな価値創造を組織にもたらす人財育成に取り組んでいます。  （補足）株式会社ZISEDAIホームページのRECRUITページにて、福利厚生として、書籍購入補助制度、研修・カンファレンス補助制度、私服勤務等をあげており、専門性の高い人材育成のための環境整備を行っている。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 長期ビジョン・中期経営計画 P8「経営体制強化－グループ経営管理の高度化」  「新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ」 | | 記載内容抜粋 | M&A・グループ戦略部を設置し、SaaS分野でのプロダクト連携やパートナーの獲得によるエコシステムの構築を目的としたM&Aによるインオーガニック戦略を強化することを公表している。  新株式発行及び株式売出しにより調達する資金について、当社子会社であり、SaaSサービス「TASUKI TECH」の開発・運営等を行うZISEDAIへ金500,000,000円を充当する予定であることを公表。  使途として、「TASUKI TECH」の業容拡大、顧客満足度向上のための機能拡張、開発スピード加速のためのITエンジニアの増強に向けた採用費及び人件費に300,000,000円、当社グループの大きな顧客基盤を有効活用するプラットフォームを構築し、クロスセル強化による収益拡大と、更なる業務効率化やデータ活用するアルゴリズム・モジュールの創出に向けた研究開発費及びソフトウェア開発費等として200,000,000円を充当する予定であることを公表。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 長期ビジョン・中期経営計画 | | 公表日 | ２０２４年１１月１２日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社ホームページ（TOP>IR>IR NEWS>2024.11.12 長期ビジョン・中期経営計画 P6、P10）にて公表。  <https://ssl4.eir-parts.net/doc/166A/tdnet/2525959/00.pdf> | | 記載内容抜粋 | 中期経営計画 主要KPI（SaaS事業）として自社開発プロダクト「TASUKI TECH」の導入社数を104社（現状）から470社に拡大させることを公表。  また、SaaS事業におけるARRの増大を重点施策とし、  ・解約率目標1%以下（現状は0.96%）  ・月額ARPU目標21万円（現状は3万円）  を目指すことを公表。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２４年４月１日 | | 発信方法 | 弊社ホームページ（IR>CEOメッセージ）にて発信  <https://tasuki-holdings.co.jp/ir/message/> | | 発信内容 | CEOメッセージ（抜粋）  人生にターニングポイントがあるように、不動産業界にも大きな時代の転換点がきていると感じています。  金利上昇懸念、高騰する建築資材、そして建設2024年問題と、不動産事業者が抱える課題は山積しています。  競争環境の激しい不動産市況において、突破口となるのはテクノロジーとデータ活用です。  不動産業界には属人的かつ前時代的な運用が、いまだに多く残っています。  私たちはテクノロジーの活用によって不動産業界に変革をもたらし、業界全体の活性化を推進していきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２４年１１月頃　～　現在 | | 実施内容 | IPAサイトよりダウンロードした「DX推進指標自己診断フォーマット」による自己診断結果を提出済みです。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０１９年１０月頃　～　現在 | | 実施内容 | ITシステムの円滑な運用を目的として、毎年、人事総務部が各部門へのヒアリング等を通じて全社のシステム状況を取りまとめたIT環境調査書を作成し、システムの見直しを実施している。  IT環境調査書に加えて、業務分掌規程、情報セキュリティ基本方針、情報管理規程、緊急時対策マニュアル、情報システム障害の報告基準、電子取引業務に用いる電子情報処理組織の管理に関する基本方針、事業継続プラン(BCP)などITに関する方針・導入・管理及び運用について定め、全社で共有している。  また、情報管理規定に基づき、情報セキュリティの状況の確認のため、情報セキュリティ基本方針、その他関連諸規定が遵守されているかを点検する目的で、監査室にて内部監査を実施している。  （補足）IT環境調査および内部監査は、経営統合前に株式会社タスキにて実施していた内容ですが、継続してタスキホールディングスグループにて実施してまいります。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。